

介護等業務従事証明書

必ず事業所の作成担当者が記入・押印してください

(証明書作成日) 令和 年 月 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

この介護等業務従事証明書を事業所で作成してもらう時は、この証明用紙と「変更登録の手引」を見せて証明してもらってください。

法人・施設・事業所名			法人格コード (13ページ参照)
所在地	〒		職印
電話番号	— —		
代表者	役職	氏名	職印
証明書作成者	所属・役職等	氏名	

次の者は、以下のとおり「介護福祉士養成施設を卒業した者に対する資格取得の特例の取扱いについて」(平成29年4月20日社援発0420第4号厚生労働省社会・援護局長通知)の「1 介護等の業務の範囲」に規定する介護等の業務に従事したことを証明します。

フリガナ			<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日生
届出者氏名			<input type="checkbox"/> 平成			
本人住所	〒					
施設または事業所名	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号(認定コード)					
施設(事業)種類 (14~19ページ参照)						コード
職種(職名) (14~19ページ参照)						コード
従事期間及び介護等の業務に従事した日数 (7~10ページ参照)	(注1)	①	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日から
		②	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日まで
		上記①から②までの日数				日
	(注2)	介護等の業務に従事した日数 (上記の従事期間の内、休暇・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数)				日

(注) 1 従事期間には、介護等の業務に該当する施設(事業)種別・職種で採用した日から資格登録有効期限日(又は退職日)までを記入してください。

2 介護等の業務に従事した日数とは、介護等の業務に携わった日数のことです。1日の勤務時間数は問いません。介護等の業務に携わらなかった日数は対象外です。

証明権限を有する代表者の方へ

記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。代表者の職印以外の方法で修正したものは証明書として無効となります。

用紙が不足する場合は、コピーした用紙を使用してください

● 介護等業務従事の概要について


Q 従事期間と従事日数は、どれくらい必要ですか？対象となる施設・事業・職種は？
A 従事期間は、5年以上（1,825日以上）、従事日数は、900日以上必要です。 施設・事業・職種は、『介護福祉士「変更登録の手引」〈経過措置登録者に係る届出用〉』の13～19ページをご確認ください。

Q 従事期間とは？
A 入職日、採用日等からの在職期間です。 「産休・育休・病欠」等の休職期間も含まれます。 掛け持ちで働いている期間は、1日は1日として扱います。ダブルカウントはできません。

Q 従事日数とは？
A 雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日数のみ算入できます。 1日の勤務時間は問いません。 介護等の業務に従事しなかった日は対象外です（休暇、欠勤、出張、研修など）。 掛け持ちで働いた日も、1日は1日として扱います。ダブルカウントはできません。

Q 退職をした場合、合算して5年あればよいですか。
A 退職日の翌日から新たな介護等の業務に従事していれば合算できます。 しかし、退職後から新たな介護等の業務に従事するまでの間が1日でも空いている場合は、合算できません。

Q 養成施設卒業前にアルバイトで働いていた期間は従事期間に含まれますか。
A 含まれません。 従事期間の対象となるのは、養成施設を卒業した年度の翌年度の4月1日からです。 例：令和8年3月に卒業した場合、令和8年4月1日から従事期間の対象となります。

Q 結婚等により介護福祉士登録証の氏名と介護等業務従事証明書等の氏名が異なる場合はどうしたらいいですか。
A 試験センターのホームページ「登録事項の変更手続き」をご確認いただき、必要な書類を同封してください。


Q 介護等業務従事証明書等の提出期限はいつですか。
A 資格登録有効期限経過後 <u>14日以内</u> です。 例：資格登録有効期限が令和13年3月31日の場合は、令和13年4月1日から14日までに提出してください。 <u>資格登録有効期限より前に作成・提出されたものは受付できません。</u>

その他、経過措置登録については、こちらからご確認ください。

(経過措置登録)平成29年4月1日から令和9年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した方の介護福祉士経過措置登録の手続きについて
